

6 その他

- (1) 危険物取扱の実務経験を有することを証明する書類は実務についた  
雇用主（会社の支店等にあつては支店長）の證明  
(2) その他不明の点は、鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県総務部地方  
課に問い合わせること。

# 鳥取県公報

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
当該休日と同  
日が休日と認め  
る場合)

◇規則 次

◇告示

示

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与

解除予定の保安林に関する旨の通知

保安林の指定の解除

水産振興資金の融通要綱の一部改正

公有水面の埋立ての免許

建設省所管国有財産の用途廃止

道路の位置の指定

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県規則第二十号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第九十号）の一部  
を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示第一百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林に関する旨の通知を受けたので、森林法  
(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十条の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石破二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所



昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

国民栄養調査員は、省令第二条及び第三条の規定による調査が終了した  
たときは、それらの調査票を整理し、直ちに保健所長に提出せら  
ばならない。

第九条中「法第十条」を「法第九条の二」と改める。  
別記様式第一中「5月、8月、11月、2月」を「5月」と改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第一百四十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定  
に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一  
項の規定により告示する。

昭和四十一年五月十三日

鳥取県知事 石破二朗

免許状の種類番号 氏名 本籍地  
高等学校教諭一級普通免許状 四四一高一普第一号 永井 賢光 鳥取県

第八条第一項を次のように改める。

鳥取県規則第二十号

栄養改善法施行細則の一部を改正する規則

栄養改善法施行細則（昭和二十七年十一月鳥取県規則第九十号）の一部  
を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。



